

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷四十第

行發日一月四年一十正大

## 論叢

二重稅論

法學博士 小川郷太郎

我が國民所得の地方別研究

法學士 汐見三郎

マルクス氏餘剩價值説の評論

法學博士 田島錦治

小作制と小作法

法學博士 河田嗣郎

## 時論

華府會議に於ける支那關稅問題

法學博士 末廣重雄

我邦の營業稅を論ず

法學博士 神戸正雄

勞働保險に關する一考察

法學博士 山本美越乃

## 說苑

地學觀社會學説に就きて

法學博士 財部靜治

## 雜錄

獨逸の同盟罷業保險

經濟學士 岡崎文規

安倍法學士譯「唯物史觀と餘剩價值」

法學士 水谷長三郎

竹内法學士譯「富國論」

法學博士 河上肇

雜錄

獨逸に於ける同盟罷業保險

岡崎文規

本編は Zur neuesten Entwicklung der Streikversicherung in Deutschland, von Dr. phil. Otto Vöelzang の梗概を記述せるものなり。

同盟罷業保險とは労働者の同盟罷業により企業家が被れる損害を排除し或は軽減する経済的施設なり。獨逸に於ける工業労働者は千八百六十九年の工業條例に基き、貸銀及び労働條件の改善を期するための團體權を認められし以來その有力なる鬭争手段として行はれ、また經濟上注目す可き一現象となり來たりし同盟罷業に對し、企業家は何れも其の防遏手段を講じ、且つ同盟罷業により被れる損害の填補を行ふ制度を組織せんと企畫せり。而してこの制度の發展を三期に分ち、第一期をクリムミットシアウ(Krimmitschau)同盟罷業の行はれし千九百年迄

第二期を歐洲戰爭の終了期迄、第三期を戰爭以後となす。

第一期。企業家は同盟罷業によりて被れる損害を防止する手段として、工業の種類別により地方的に或は全國的に企業家組合(Arbeitgeberverbände)を組織せり。而してこの組合に普通分擔金を徴收するものと、特別分擔金を徴收するものゝ二種類ありて、前者は最初より確定せる原規に基き、企業家の側に何等の過失なくして生起せる同盟罷業の損害を填補するものなるに對し、後者は企業家組合機關の見積りに應じ、兎も角も同盟罷業さへ生起すれば、その損害を填補するものなり。

之に次で同盟罷業損害填補會社(Streikentschädigungsgesellschaften)設立せられたりしも、企業家組合員は其規約により、同盟罷業損害填補會社の會員たる事を禁止せられ、また同盟罷業による如何なる種類の損害を填補す可きやの決定權は企業家組合機關の手中に存せし故、何れも發展するに至らざりき。而して千八百九十七年

\* Die Zeitschrift für die gesamte Versicherungs-Wissenschaft, 21 Band, 4 Heft, Oktober, 1921.

十月二十八日には、資本金五百萬馬克、四分の一拂込の「Industrie」と稱する同盟罷業保険株式會社創立せられ、同盟罷業の行はれつゝある四ヶ月間は、生産原料に對する損害及び不意の契約破棄によりて被る一切の損害を填補する責に任するものなれども、契約條件として(一)同盟罷業は企業家側に落度なくして生起せるものなることを會社に於て認められたるもの(二)同盟罷業の起れる場合には企業家は三日以内に之を會社に報告し、且つその仲裁を乞ふと同時に工業裁判所(Gewerbegericht)が附近に所在する時は調停方法の申請をなす可きこと等を規定せり然れども企業家に於ては同盟罷業の起れる場合に會社は迅速に之を仲裁し得るやを疑ひしのみならず、仲裁々判所に對する調停方法の申請、當事者に非らざる會社の同盟罷業に對する正否の決定權等に反對なりしかば、これ亦發展の餘地なく、翌千八百九十八年七月に解散するの已むなきに立ち至れり。

第二期。獨逸に於ける同盟罷業保險に一段の

雜錄 獨逸に於ける同盟罷業保險

發展を促せしものは、千九百三年より四年の冬季中に行はれたるクリムミットンアウ大同盟罷業なり。此の同盟罷業の結果は單獨企業家或は地方的に制限せられたる企業家組合は、到底次第に擴大し行く勞働組合の大勢力に對抗し得ざること及び企業家が自己の地位を安全に保持せんと欲せば、確固たる企業家聯合を組織せざる可からざることを企業家に自覺せしめたり。乍併、當時「ältere Zentralverband Deutscher Industrieller」及び「jüngere Bund der Industriellen」の兩工業團體の存するありて、獨逸に於ける全工業家を打つて一丸とせるが如き企業家組合の成立は不可能なりしかども、千九百四年には二個の組合(zwei Spalten-verbände)が組織せられたり即ち一は「die Hauptstelle deutscher Arbeitgeberverbände」にして「ältere Zentralverband Deutscher Industrieller」の指導に基くもの、他は「der Verein deutscher Arbeitgeberverbände」にして「jüngere Bund der Industriellen」の支配に基くものこれなり。後者は同盟罷業保險會社の設立及び其發展

第十四卷 (第四號 一四九) 七四一

を助成せしめたりしに反し、前者は同盟罷業保險に反對せり。蓋し該組合は同盟罷業の禍害に遭遇せる企業家に對して、個別的に補償を與ふるが如きことは第二次的にして、其の主眼目的は總量的に企業家の利益を獲得し、勞働爭議に際しては勝利者の地位を占むることに存せしが爲めなり。然れども同盟罷業の禍害に要する費用は巨額に達せしため、「Hauptstelle」も既に早く該年中に其主張を捨て、加入組合員に定額の同盟罷業填補金の據出を命じ、同盟罷業に遭遇せる場合相互救濟を行ふ組合制度を設立せり。

同盟罷業保險は次第に其數を増加し、其規模を擴大し來り、千九百六年にはこれに對し再保險が開始せられたり。而して「Verein」の再保險制度は「Gesellschaft des Vereins deutscher Arbeitgeberverbände zur Entschädigung bei Arbeitseinstellungen」と稱せられ「Hauptstelle」の再保險制度は「Schutzverband I gegen Streiksäden」と稱せられたり。

千九百六年には「Verein」の加盟員たりしザク

セン工業家が之を脱退して組合を組織し、之を「Gesellschaft des Verbandes sächsischer Industrieller zur Entschädigung bei Arbeitseinstellungen」と稱し後に「Deutscher Industrie-Schutzverband」と改稱せり。これ同盟罷業保險の第三中心事業なりとす。

「Hauptstelle」及び「Verein」の両組合は千九百十三年に合併して「Vereinigung der deutschen Arbeitgeberverbände」となり、同年末には両者の再保險制度を合併して、「Zentrale der Deutschen Arbeitgeberverbände für Streikversicherung」と稱せり。

第三期。同盟罷業は戰時中、殆んど之を見ざりしが、千九百十八年末に於ける革命後、同盟罷業頻發して、以前より一層堅固なる、且つ統合的にして一層有力なる、同盟罷業保險の必要を來たせり。而して企業組織の進歩に伴ひ、出來得る限り之が統一合併に努められたる結果、千九百十九年七月八日に、「Deutsche Industrie-Schutzverband」は「Vereinigung der Deutschen

Arbeitsgeberverbände」に併合せられ、こゝに獨逸工業の統一は實現せられたり。乍併、同盟罷業保險の統一は未だ行はれざりき。再保險制度を維持す可きや否やに關しては「Zentrale für Streikversicherung」及「Deutsche Industrie-Schutzverband」は全然意見を異になし「Vereinigung」は其間に立ちて種々なる解決方法を案出せしに拘らず、前者は飽くまでも再保險の必要を主張し、後者は工業の各種類に亘り、之を統合して一大同盟罷業保險制度を創立せんと主張して譲らざりき。故に「Vereinigung」は千九百二十年七月に「Deutsche Streikschluss, Entschädigungsgesellschaft der Deutschen Arbeitgeberverbände für Streikverluste」を設立し、これを以て同盟罷業保險施設なき企業家組合及び單獨企業の(Einzelnfirmen)第一保險者(Erstversicherer)となし、且つ同時に填補金庫(Entschädigungskasse)を有する企業家組合の再保險者となし、「Deutsche Industrie-Schutzverband」をして工業の種類を問ふことなく一切の工業家の第一保險者とならし

めたり。千九百二十年に「Deutsche Streikschutz」の取扱へる労働者數は約七十萬、其の貸銀總額は十五億馬克にして、「Deutsche Industrie-Schutzverband」の取扱へる労働者數は三十五萬、其の貸銀總額は六億馬克に達せり。

工業同盟罷業保險に次ぎ、「Landwirtschaftliche Versicherungsgesellschaft a. Gr. zu Greifswald」は從來の營業種目たる、農業の範圍に於ける火災、雹害、盜難、暴動等に對する保險に、千九百二十年七月十一日、新種目として同盟罷業保險を加へ、保險加入者千名に達するを待ちて事業を開始する豫定なれども、千九百二十一年五月迄には未だ其緒に着かざりき。農業同盟罷業保險の特徴は全然被保險者の勧誘を行はざることにして、また工業同盟罷業保險に於ては同盟罷業に遭遇せる企業家に損害填補の要求權なきに反し、農業同盟罷業保險には之を存し、前者は保險類似の制度たるに過ぎざれども、後者は完全なる保險なりと謂ふべし。この農業同盟罷業保險は同盟罷業保險に一般の進歩を加へたる

ものなるは疑ふの餘地なし。乍併、農業同盟體業保險が實際上に重要なる意義を有するに至るや否やは將來に於ける事實の發展に待たざる可からず。